

遺言のこと

遺言証書の有無

有ります

公正証書遺言

公証役場名

電話

自筆証書遺言

秘密証書遺言

その他の証明書

有りません

遺言証書の保管場所

遺言証書の作成

年

月

日

岩見沢公証役場 岩見沢市4条西1丁目 22-1752

公正証書遺言

専門家である公証人が、遺言者本人の口述に従って公正証書として作成する遺言ですから、もっとも安全で確実といえます。無効になるおそれもありません。しかも原本は公証人役場に保管されますから二重に安全です。

自筆証書遺言

遺言する本人が日付、氏名から遺言書の全文までを、すべてを自筆で書き、捺印し残すものです。ただし、ミスや手落ちなどがあると大変。本人の直筆かどうかを裁判で争うケースもあります。遺言者が法律の専門家でない場合は避けたほうが無難です。

秘密証書遺言

メリットは遺言内容を遺言者本人だけの秘密にできること。秘密にしたまま封をし、公証人と二人以上の証人に本人の遺言書であることを証明してもらいます。ワープロ原稿も可です。